

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日まで

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする

<対策>

●令和4年4月～

リフレッシュ休暇、アニバーサリー休暇及びスポット休暇を利用して、休暇取得の促進の徹底に努める。

目標2：インターンシップ（就業体験機会の提供）の積極的な実施

<対策>

●令和4年4月～

地元の大学、高専、専門学校、高校を始めUターン希望の学生に地域金融機関としての信用組合の成り立ちや、当組合の地域貢献への具体的な取り組みなどを知って頂くことを目的に実施する。

目標3：不妊治療のために利用することができる休暇制度の導入

<対策>

●令和4年4月～

該当する男性・女性職員の不妊治療に係る休暇制度を導入し、周知・取得促進に努める。